

社会福祉施設・事業所等における 成年後見制度に関する実態把握調査

～成年後見制度等の権利擁護が必要な人は県内2万2千人以上～

アンケート概要

調査名 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査

調査対象 高齢者・障害関係福祉施設・事業所等<3,459か所>
(詳細は次ページに記載)

調査時期 平成26年7月

調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

有効回答数 1,749通

有効回答率 50.6%

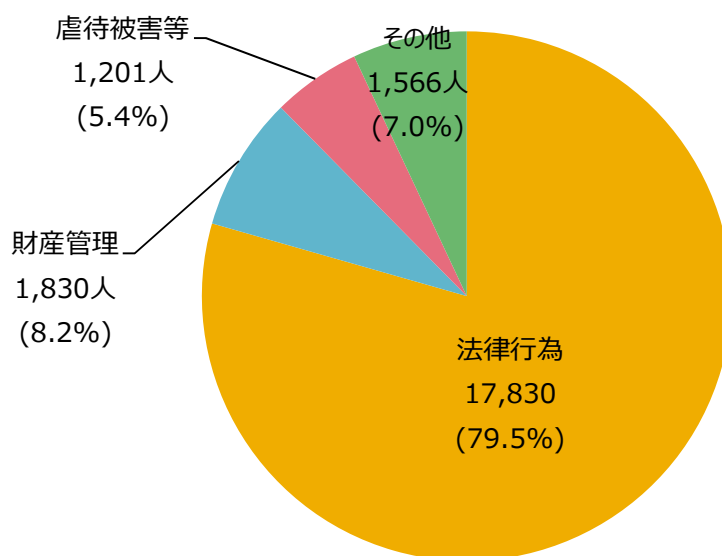
調査対象：静岡県内の福祉施設・事業所等 <3,459 か所>

高齢者関係施設			
①養護老人ホーム	26	⑦居宅介護支援事業所	1,095
②特別養護老人ホーム	238	⑧地域包括支援センター	142
③老人短期入所施設（特養併設を除く）	63	⑨在宅介護支援センター	54
④介護老人保健施設	113	⑩小規模多機能型居宅介護	110
⑤認知症高齢者グループホーム	344	⑪療養病床許可病院	87
⑥軽費老人ホーム	54	合計	2,326

障害者関係施設			
①療養介護	6	⑥就労継続支援 B 型	260
②生活介護	210	⑦共同生活援助（グループホーム）	188
③自立訓練（機能訓練 6、生活訓練 30）	32	⑧居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	110
④就労移行支援	86		
⑤就労継続支援 A 型	67	合計	1,133

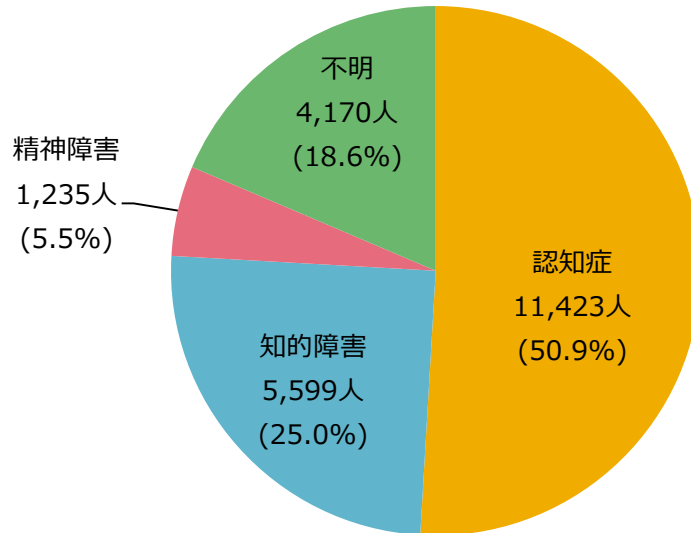
<調査結果の主なポイント>

① 成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」は 22,427 人以上（回答率 50.6%での積上げ）

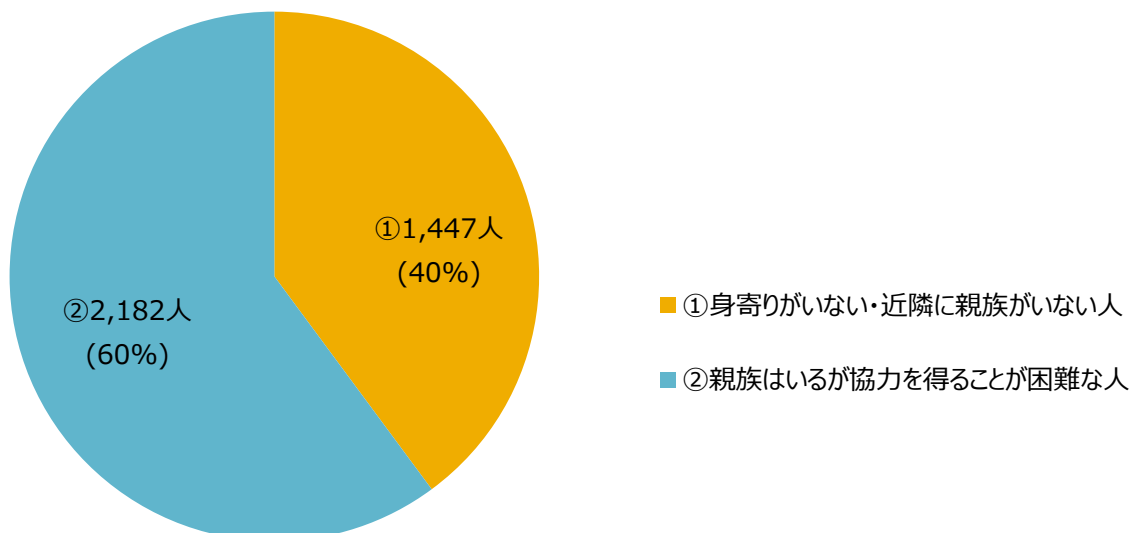


支援を要する内容としては、法律行為 17,830 人（79.5%）、虐待被害等 1,201 人（5.4%）、財産管理 1,830 人（8.2%）、その他 1,566 人（7.0%）であった。

② 要支援者の主要な障害等類型は認知症（疑われる者を含む）11,423人（50.9%）、知的障害（疑われる者を含む）5,599人（25.0%）、精神障害（疑われる者を含む）1,235人（5.5%）、不明4,170人（18.6%）であった。

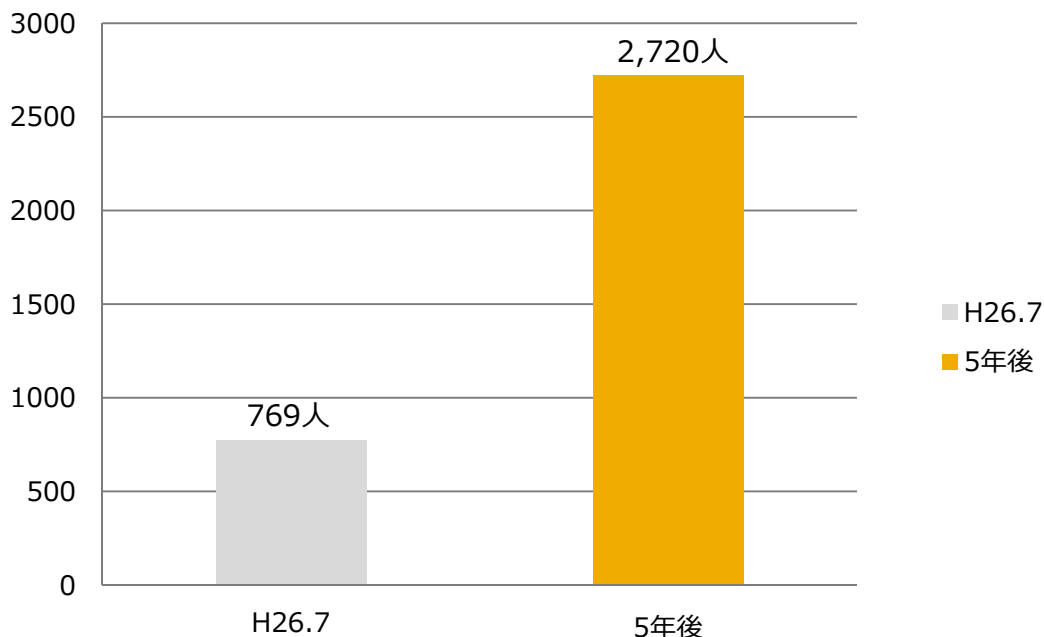


③ 身寄り・親族の協力を見込めない人は3,629人

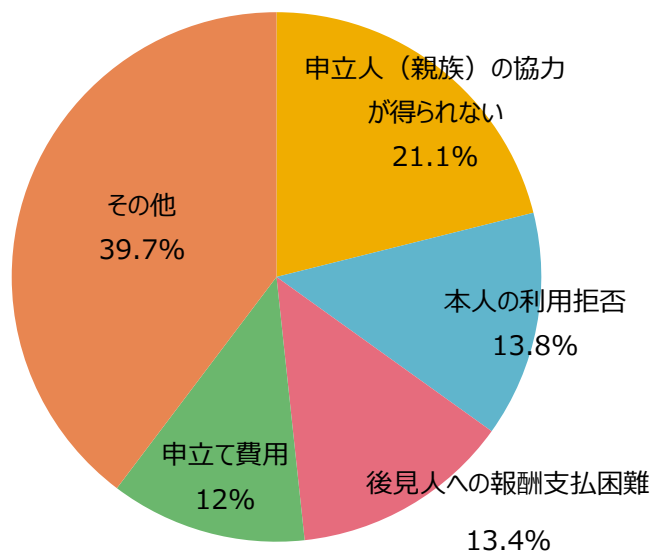


要支援者と回答された、22,427人の内、身寄りがいない・近隣に親族がいない人が1,447人（40%）、親族はいるが協力を得ることが困難な人が2,182人（60%）であった。

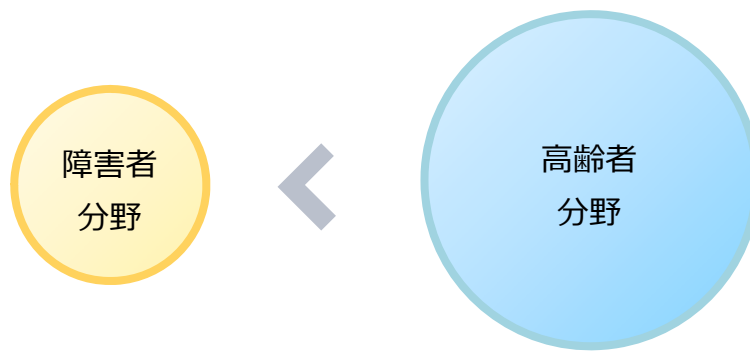
④ 施設・事業所として成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している要支援者数は769人（平成26年7月時点）。今後5年間で申立てが必要と見込まれる要支援者は2,720人にのぼる。



⑤ 申立て上の課題としては、「申立人（親族）の協力が得られない」が21.1%、次いで「本人の利用拒否」13.8%、「後見人への報酬支払困難」13.4%、「申立て費用」が12.0%と費用面の課題（25.4%）が多くなっている。



⑥ 障害者分野の施設では成年後見のニーズが低く出る傾向があり、高齢者分野のほうが成年後見のニーズが高い。



背景としては、障害者分野では「親」が扶養的対応をされていて、成年後見制度自体への理解が進んでいないと推測される。

調査結果の詳細

成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」の内訳

(一人で2つ以上の項目に該当する場合は、特に支障が生じている項目を選択)

	項目	人	%
法律行為	① 本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまといられている。	687	79.5
	② 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	13,067	
	③ 本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。	4,076	
	小計	17,830	
虐待被害等	④ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある。	405	5.4
	⑤ 本人の判断能力不十分であるため、④以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又は疑いがある。	313	
	⑥ 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	483	
	小計	1,201	
財産管理	⑦ 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額（おおよそ1000万円以上）である。	433	8.2
	⑧ 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	473	
	⑨ 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	924	
	小計	1,830	
その他	⑩ その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	1,566	7.0
要支援者数合計		22,427	

要支援者の主要な障害等類型

項目	人	%
① 認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者	11,423	50.9
② 知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者	5,599	25.0
③ 精神障害者又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者	1,235	5.5
④ 不明	4,170	18.6
合計	22,427	

成年後見制度の申立て上の課題

項目	%
①申立人（親族）の協力が得られない。	21.1
②本人が成年後見制度の利用を拒否している。	13.8
③本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難である。	13.4
④成年後見申立費用を工面するのが困難である。	12.0
⑤後見人候補者の確保が困難である。	9.6
⑥特に支障となっている点はない。	8.9
⑦首長申立が進まない。	7.9
⑧成年後見申立のための資料収集が困難である。	7.8
⑨その他の支障がある。	5.5

成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で相談している機関

項目	%
①地域包括支援センター	21.2
②市町行政（地域包括支援センター以外）	18.0
③社会福祉協議会	12.2
④リーガルサポート静岡県支部（県司法書士会）又は司法書士	10.7
⑤家庭裁判所	8.8
⑥ぱあとなあ静岡（県社会福祉士会）又は社会福祉士	8.1
⑦他機関には相談していない（自施設・自法人のみで対応）	7.8
⑧県弁護士会又は弁護士	6.6
⑨その他	6.6

<分析> 横尾恵美子氏（聖隷クリストファー大学 社会福祉学部長）

高齢者施設、障害者施設ともに「法律行為」について最も要支援者が多いと回答している。

「法律行為」「虐待被害等」「財産管理等」について、施設が回答した要支援者数について高齢者分野の施設と障害者分野の施設に2分類して比較を行った。

「法律行為」については高齢者分野の施設が平均 12.93 人、障害者分野の施設は平均 8.75 人となり、有意に高齢者分野の施設が「要支援者数が多い」と回答している。

同じように「虐待被害等」において、件数はどちらも平均 1 人に満たないが高齢者分野の施設が有意に多いと回答している。しかし高齢者分野と障害者分野において分野の違いによる要支援者数の有意差が著しいとは考えられにくく、これは回答した障害者分野と高齢者分野の施設の要支援者のとらえ方や理解の仕方に相違がある可能性がうかがわれる。先行研究においても、障害者分野施設では成年後見のニーズが低く出る傾向があり、高齢者分野の方が成年後見のニーズが高くなっている。その背景として、障害者分野では「親」が扶養的対応をしていて、成年後見制度自体への理解が進んでいないことがあると思われる。

高齢者施設と障害者施設との回答数の相関

	高齢者と障害者の2分割	N	平均値	標準偏差	有意確率 (両側)
法律行為	高齢者分野	851	12.93	33.35	.017
	障害者分野	422	8.75	17.96	
虐待被害等	高齢者分野	847	.93	2.38	.000
	障害者分野	429	.41	1.26	
財産管理等	高齢者分野	826	1.2058	6.53	.688
	障害者分野	419	1.3795	7.54	

記述回答の概要

静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等

I. 記述（要点整理）

1.成年後見制度推進に係ること（評価できる点、推進のために必要なこと、意見）

◆ ①評価できること

- ・ 身寄りのない方など、制度により安心して生活できる（3）
- ・ 成年後見支援センター開設により、相談窓口がはっきりして良い（2）
- ・ 包括によって、制度利用がスムーズになった

◆ ②推進のために必要なこと

- ・ 施設・事業所内の体制づくりや学ぶ機会（6）
- ・ 制度内容の充実や認知度のアップ（3）
- ・ 信頼関係を築くこと（2）
- ・ 専門的相談機能や知識
- ・ より身近な制度となること
- ・ 法人後見等による管理体制の構築
- ・ インフォーマル組織の開発

2.成年後見制度の周知・啓発に係ること（制度のPR、研修など）

◆ ①制度のPR

- ・ 一般の人に対してもっと制度の周知をしてほしい（28）
- ・ わかりやすいパンフレットを作成・配布してほしい（9）
- ・ 説明会の開催等により家族に制度の情報提供をしてほしい（7）
- ・ 継続的に広報啓発をしてほしい（2）
- ・ 目につくようなポスター等があると良い
- ・ 具体的な情報を利用者に提供できるようにしてほしい
- ・ フローチャートなどでわかりやすくしてほしい

◆ ②相談窓口やしきみ

- ・ 身近で相談できる場や方法等を広報してほしい（5）
- ・ 既存の社会資源（事業所等）における相談対応が可能なしきみがあると良い（2）

◆ ③従事者への情報提供

- ・ 意識向上や知識習得のための職員を対象とした研修会など学ぶ機会がほしい（16）
- ・ 制度に関連する情報提供をしてほしい（2）
- ・ 制度利用による成功例や対応事例を提供してほしい（2）
- ・ 制度の詳しい情報がほしい

3.行政に係ること（首長申立て、県・市町行政への意見）

◆ ①首長申立て

- ・ 手続きをスムーズにすすめてほしい（5）
- ・ 申立ての条件や手順を整理、体制づくりが必要（3）
- ・ 申立てを積極的に行ってほしい（3）
- ・ 首長申立てを利用しやすくしてほしい（3）
- ・ 首長申立て件数が少ない（2）

◆ ②行政の対応

- ・ 行政職員等も知識や理解を深めることが必要（4）
- ・ 申立てに係る費用を補助してほしい（3）
- ・ 報酬支払困難者の後見人への報酬が払えるようにしてほしい（3）
- ・ 制度利用のため施設と行政が連携を図れるようにしてほしい（2）
- ・ 市町によって制度解釈や運用が異ならないようにしてほしい
- ・ 県の制度への取り組みが見えない

4.成年後見制度の利用に係ること（課題・要望）

◆ ①制度の体制

- ・ 制度自体に制限があり活用しにくい（12）
- ・ 相談しやすい窓口の設置及び対応職員の拡充をしてほしい（10）
- ・ 家族や支援者が制度を理解することが難しい（9）
- ・ 利用しやすく安心な仕組みを工夫してほしい（6）
- ・ 制度の内容を緩和してほしい（4）
- ・ 家族や支援者へのバックアップ体制、協力体制が必要（3）
- ・ 制度利用に向けての流れや窓口がわかりにくい（3）
- ・ 利用者の状況により制度の利用が消極的になってしまう（2）
- ・ 対象者へのアプローチが難しい（2）
- ・ 制度に対する不信感がある（2）
- ・ 利用者にあわせた寄り添った手続き等の支援をしてほしい（2）
- ・ 障害者分野で制度推進の遅れがある
- ・ 担当者の理解が不足している
- ・ 制度活用による虐待ケース等のチェック体制が整うと良い
- ・ 成年後見センターの設立や体制整備が必要
- ・ 入所施設における相談窓口が不足している

◆ ②手続き・費用

- ・ 手続きが煩雑で大変（14）
- ・ 費用がかかる（9）
- ・ 手続きや後見人決定までの時間がかかる（8）
- ・ 低所得の利用の際の助成制度を拡充してほしい（4）
- ・ 申立てまでの手続きの流れをわかりやすくしてほしい（3）
- ・ 手続きにあたり本人や親族から理解が得られにくい（3）
- ・ 費用のかからないシステムがあると良い（2）
- ・ 報酬設定の明確化をしてほしい（2）
- ・ 成年後見利用支援事業の内容をわかりやすくしてほしい
- ・ 未成年が成人した時に再度手続きが必要となるが、本人等から理解を得ることが困難

◆ ③後見人

- ・ 後見人が不足しており、確保や養成が必要（7）
- ・ 本人と関わりを持つ時間が少ない、連絡をしても対応してくれない（4）
- ・ 後見人によって対応の差がある（4）
- ・ 親族後見における課題がある（3）
- ・ 本人や家族と必要に応じて面会をしてほしい（2）
- ・ 専門職後見人の存在や情報の発信が必要（2）
- ・ 本人の気持ちを尊重してくれない（2）
- ・ 信頼できる後見人が選任できるようにしてほしい（2）
- ・ 専門職後見人や法人後見のできる事業所の増加を希望
- ・ 本人と後見人との信頼関係を築くためには時間が必要
- ・ 第三者に後見人を依頼することに不安がある
- ・ 後見人自身のケアも必要

◆ ④他機関連携

- ・ 行政や医療機関等他職種との理解や協力、ネットワークづくりが必要（7）
- ・ 支援者間の連携が難しい（3）
- ・ 制度上の課題に対し、関係機関で意見交換及び検討が図れると良い

◆ ⑤その他

- ・ 制度利用に対するマイナスイメージや不安がある（8）
- ・ 必要性があっても本人や親の承諾が得られない等の理由により進められない（6）
- ・ 財産管理を第三者に委ねるといった感覚が本人や身内にない（4）
- ・ 制度の導入時期の判断が難しい（4）
- ・ 制度自体がわかりにくい（3）
- ・ 利用者本人が我慢するような後見の意義に疑問がある
- ・ 要支援者の権利意識が強い場合の制度の利用に課題がある
- ・ 福祉関係者の理解が行き届いていない
- ・ 各障害特性を理解した人材の育成に期待
- ・ 制度利用により、本人の自立に影響がある
- ・ 施設入所者への取り組みが進むと良い
- ・ 身内からの金銭搾取がある
- ・ 現在は報酬が支払えていても、将来的に厳しくなる人がいる
- ・ 事業所判断で制度の利用をすすめることに懸念がある

5.社会福祉協議会に係ること（意見・要望、日常生活自立支援事業、法人後見）

◆ ①日常生活自立支援事業

- ・ 判断能力低下に伴うモニタリングや成年後見制度の移行をしていない事が多い（2）
- ・ 利用者の不利益になっている事例がある
- ・ 自己負担の減免を検討してほしい
- ・ 本人の判断能力は不十分であるが、日常生活自立支援事業活用により支障がない

◆ ②社協への期待や要望

- ・ 地域に根ざした社協の積極的な後見への取り組みに期待（7）
- ・ 制度申立てにあたり、社協機能で対応できる体制ができると良い（3）
- ・ 県社協が市町社協への働きかけをしてほしい
- ・ 県内全域で社協の後見への取り組みが広がると良い

- ・ 資産の少ない人の対応をしてほしい
- ・ 後見制度の後ろ盾となるような組織づくり活動に期待

6.法人後見・市民後見に係ること

◆ ①法人後見

- ・ 法人後見の具体的取り組みを推進してほしい（5）
- ・ 受任体制準備などに際する助成制度のしくみを作してほしい
- ・ 認識がまだまだ低い
- ・ 法人後見に係る研修会を開催してほしい
- ・ 法人後見に係る情報がほしい

◆ ②市民後見

- ・ ルールづくりや養成のためのカリキュラムづくりが必要（5）
- ・ 養成がどこまで進んでいるのかなど情報がほしい（5）
- ・ 普及啓発、研修会の開催が必要（3）
- ・ 養成研修の一部分だけでも県が主催して実施してほしい

7.施設・事業所の運営状況に係ること（現状、利用者の状況・課題）

◆ ①利用者、親族の現状と課題

- ・ 家族が制度の利用を拒否しているなど家族にアプローチが困難（10）
- ・ 利用者自身が制度利用に対して不安がある、理解がない（3）
- ・ 利用者の判断能力が低下している、コミュニケーションがとれない（2）
- ・ 家族が成年後見を行う法人を設立している
- ・ 家族全体に支援が必要
- ・ 法律行為発生後に親族から相談を受ける

◆ ②施設・事業所の現状と課題

- ・ 家族や職員のフォローがあり、制度の必要性を感じていない（25）
- ・ 今後は制度利用が必要となる利用者が増加すると考えている（16）
- ・ 利用者の消費者被害や搾取等の状況を把握していない（7）
- ・ 支援者としての負担を感じている、悩むことがある（5）
- ・ 現在は良いが、両親亡き後の対応をどうするかが課題（4）
- ・ どこからが虐待かの線引きが難しい（2）
- ・ やむを得ず保護者契約のままの状態である（2）
- ・ 搾取に気づき包括に結びつけたことがある
- ・ 施設内での利用者の権利を守るシステムが弱い

◆ ③成年後見制度の利用

- ・ 現在、制度を利用している方がいるが、特段問題ない（8）
- ・ 実際に後見制度を利用したのトラブルがあった（5）
- ・ 関係者に相談しながら進めたい（5）
- ・ 制度に関わることがないため、よくわからない（3）
- ・ 支援者として知識を深めたい（2）
- ・ 金融機関からの要請により制度利用につながるが多い
- ・ 実際に制度を利用する人が増えてきている